

暇ヲゾケレケル、母御頻ニ諫テ、佐渡トヤランハ、人モ通ヌ怖シキ島トヨソ聞ユレ、日數ヲ經道ナレバ、イカントシテカ下ベキ、其上汝ニサヘ離テハ、一日片時モ命存ベシトモ覺ヘズト、泣悲テ止ケレバ、ヨシヤ伴ヒ行人ナクバ、何ナル淵瀨ニモ身ヲ投テ、死ナント申ケル間、母痛ク止バ、又目ノ前ニ憂別モ、有ヌベシト思侘テ、力ナク今マデ只一人付副タル中間ヲ、相ソヘラレテ、遙々ト佐渡國ヘゾ下ケル、

〔落穂集 前編九〕

右十七日

慶長五年六月

の夜に入、鳥居元忠被申上儀有之、御前徳川家康へ出られ御用相

濟候以後、今度當城見

の御留守居人數少にて、一入苦身可致旨仰有ければ、元忠被申上候は、乍

恐私儀は、左様には存不申候、今度會津御發向の儀は、御大切の儀にも有之候得ば、一騎一人も御

人多に被召連可然奉存候、然者彌次右衛門主殿儀も御供にめしつれられ、當城の儀は、私御本丸

の御留守居を相勤、五左衛門など、外廓のべりをさへ申付候は、事濟可申様に、奉存候旨、被申上

候得ば、重て御意被遊候は、今度四人の面々を以、留守居と有之さへ、人少にて如何と思ふに、其方

は人多と申は、何を以左様には申ぞと、御尋有ければ、彦右衛門被申上けるは、今度會津表江被遊

御發向候御留守に於て、只今の通世上無事にさへ有之候は、私五左衛門兩人にて、御留守の御

用は相足り可申候、若又御下向の御跡に於て、世の變も出來、當城を敵方より攻圍み申と有之に

至候ては、近國に後詰加勢を請申べき御味方とても、無御座候得ば、たとへ只今の御人數の上に

五倍七倍の御人數を殘し置れ候ても、此御城を堅固に相守申儀の可罷成儀にては、無御座候、然

れば、御入用の御人數を、當城江被相殘とあるは、御不益の様に、私式は奉存と被申上ければ、其以

後は兎角の仰も無御座、以前駿府宮ヶ崎に被遊御座候節、御前には御十一歳に被爲成、彦右衛門

は十三歳にて、始て岡崎より御奉公に被參候節の儀など、被仰出、御雜談の中に、夜も更候に付、彦

右衛門被申上候は、明日は定て早く御立可被遊候、短夜にも御座候間、最早御寢成被遊可然と申